

林業振興及び人材育成に向けた包括連携協定に関する覚書

和歌山県有田川町（以下「甲」という。）、京都大学フィールド科学教育研究センター（以下「乙」という。）、和歌山県立有田中央高等学校（以下「丙」という。）及び有田川林業活性化協議会（以下「丁」という。）は、令和3年3月19日付け「林業振興及び人材育成に向けた包括連携協定」第2条第2項の規定に基づき、その実施に関し必要な事項について次のとおり定める。

- 地域の林業が直面する課題に対応し、林業振興に寄与するために、甲乙丙及び丁が連携し、次の事項について共同で検討を行う。
 - 林業・木材産業の活性化、担い手育成、安全対策等に関する事項
 - 豊かな森林の保全と森林整備、新たな森林資源の活用に関する事項
 - 町および周辺地域の林業振興対策に関する事項
 - 持続的な森林資源の管理・活用におけるスマート技術の導入に関する事項
- 豊かな地域資源を活かし、地域の活性化に資する人材育成に寄与するために、甲乙丙及び丁が連携し、次の事項について共同で検討を行う。
 - 産学官が連携した小中高等学校教育に関する事項
 - 小中高等学校および町民を対象とした森林環境教育に関する事項
 - 教育活動における相互連携と人的支援に関する事項
 - 町内公共施設を利用した幅広い立場の町民の連携に関する事項
 - 大学生・研究者のフィールド教育研究活動に関する事項
- 甲乙丙及び丁は、本覚書に基づく活動で得られたお互いに知り得た情報について、相手方の事前の承諾なく第三者にその情報を開示又は漏洩してはならない。
- 本覚書に関し、その他必要な事項については、甲乙丙及び丁が協議の上決定する。

本覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙及び丁がそれぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 3年 3月19日

甲 和歌山県有田郡有田川町 町長

中山正隆

乙 京都大学フィールド科学教育研究センター センター長

徳地直子

丙 和歌山県立有田中央高等学校 校長

森 勝博

丁 有田川林業活性化協議会 会長

福本勝次